

住民税の納め方、年金からの特別徴収が始まります③

広報等で数回にわたりお知らせしていますが、65歳以上の公的年金受給者の住民税の納め方が変わります。

次の条件すべてに該当する方は、平成21年10月分の年金から住民税が特別徴収(天引き)されます。

○9月までは納付書、又は口座振替で納めていただきます

○前年の年金所得に対して、住民税がかかる方

○平成21年4月1日現在65歳以上の方(昭和19年4月2日以前に生まれた方)

○老齢基礎年金等が年額18万円以上の方

○介護保険料が年金から天引きされている方

よくめい質問
Q1. どうして、年金から特別徴収するのですか？

A1. 納税するために役場の窓口や銀行等に出向く必要がなく、納め忘れがなくなり、又、納期が年4回から

6回になり(年金受給月)1回あたりの負担額が少なくなり、また、

Q2. 納付する額が増えることはありますか？

A2. 支払い方法が変更になるだけなので、新たな税負担はありません。

Q3. 本人の意思により支払い方法を選択することはできないのですか？

A3. 本人の意思による選択は認められておりません。地方税法により、「公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、次に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象になります。

・公的年金の年額が18万円未満の方
・介護保険の特別徴収対象被保険者でない方

Q4. 年金以外の所得もあり、年金から住民税を天引きされると年金がなくなってしまうのでは？

A4. 天引きの対象となるのはあくまでも「年金に係る分」ですので、年金以外の所得にかかる住民税については、いままでどおりの納め方です(すでに納税通知書が送付されております)。又、所得税・介護保険料・国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料が年金から天引きされている方については、その合計額に住民税額が加わると受給されている年金額の半分を超えてしまう場合には、住民税は年金から天引きされません。

Q5. これまで年金に係る住民税も給与から特別徴収していましたが、今後はどのような納め方になるのですか？

A5. 年金分と給与分については別々の納付方法になります。

①65歳以上の方：給与からの特別徴収と年金からの特別徴収による納付になります。

②65歳未満の方：給与からの特別徴収と普通徴収(納付書・口座振替)による納付になります。※年金からの特別徴収の対象とはならないためです

Q6. これまで給与分については特別徴収で、その他の所得については普通徴収(納付書・口座振替)で納めていたのですが、今後はどのような納め方になりますか？

A6. ①給与分：特別徴収
②年金分：原則として年金からの特別徴収
③年金以外の所得分：普通徴収
年税額を①②③別々の方法で納めていただくことになります。

▼問い合わせ先
税務課 住民税係
☎9122

税証明等の交付申請時の本人確認にご協力を！

9月1日より税証明等について申請する際の本人確認の徹底を図ります。

第三者によるなりすましや不正請求を防止し、個人情報保護を図るため、窓口に来られた方の本人確認を行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。本人確認書類については、次のとおりです。

- 本人確認書類(提示)
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・住民基本台帳カード(顔写真付)
- ・外国人登録証

など官公署が発行した顔写真付の身分証明書
※顔写真付の身分証明書を持っていない場合は、健康保険証・年金手帳などを提示してください。

▼問い合わせ先
税務課 納税係
☎9121

国民年金

国民年金は有利で魅力的な制度です

国民年金制度は、社会全体で私たちの暮らしを支える社会保障制度です。物価の上昇などで経済情勢が変化しても、それに対応した年金が一生涯受け取れます。また、老後だけでなく、万が一病気やケガなどで障がい者になった場合や、お亡くなりになった場合にも、ご本人や遺族の生活を支えます。

国民年金のメリットを紹介します

その1 老後に一生涯受け取れる終身の年金です

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらにのびることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。

国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

その2 万が一の場合にも保障が受け取れます

国民年金は老後の保障だけでなく、加入者が事故や病気で障がいが残った場合には「障がい基礎年金」が支給され、死亡した場合は、遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

その3 納めた保険料分は税金の負担が軽減されます

納めた国民年金の保険料は、全額「社会保険料控除」の対象になります。年末調整や確定申告の際に、1年間の納付額を申告することにより、税の控除が受けられます。

その4 年金支給額の一部は国が負担しています

年金支給額の3分の1(将来は2分の1)は、国が負担しています。これにより、個人年金にはない高い給付割合を実現しています。

その5 経済状態の変動に強い仕組みです

国民年金は物価の変動に強い仕組みです。賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより、年金額が改定されます。そのため、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されるのです。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎(56) 9134 宇都宮西社会保険事務所 ☎028(622)4222

就学時健康診断を実施します

平成22年4月に、小学校に入学されるお子さんを対象とした、就学時健康診断を実施します。右表の日程にしたがって受診してください。

当日は通知書(ハガキ)に必要事項を記入して、お持ちください。通知書は9月中旬ごろ発送します。

▼受付時間＝午後1時～1時15分

▼問い合わせ先＝
教育総務課 学事係 ☎(56) 9156

実施区域・実施会場	児童見込数	実施期日	実施内容
本郷小学校	26名	10月29日(木)	・内科
本郷北小学校	61名	10月30日(金)	・歯科
上三川小学校	116名	10月 1日(木)	・知能検査
坂上小学校	18名	10月16日(金)	・視力
北小学校	34名	10月 8日(木)	・聴力
明治小学校	77名	11月 4日(水)	・面接
明治南小学校	30名	10月 7日(水)	